

新旧対照表
【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1～5 (省略)</p> <p>第6 変更申請及び削除申請</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 削除申請</p> <p>(1) 申請者等は、税関発給コードを使用しなくなった場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に必要事項を入力して税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより、税関発給コードの削除を申請する。</p> <p>(2) 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを削除する<u>ことができる</u>。</p> <p>イ 申請者等が上記(1)により税関発給コードの削除を申請した場合</p> <p>ロ 発給された税関発給コードを使用して行う輸出入申告の実績が3年以上ない場合</p> <p>ハ 不正な手段により税関発給コードを取得したことが判明した場合</p> <p>ニ 税関発給コードの発給時に申請された内容に変更が生じた場合において、速やかに上記1の変更手続が行われなかった場合。</p> <p>ホ その他輸出入申告における迅速かつ適正な処理の観点から税関が税関発給コードを削除することが適当であると判断した場合</p> <p>3 変更申請を受け付けない場合</p> <p>税関は、上記第3の発給対象に該当しない場合、上記1の申請を受け付けない。</p>	<p>第1～5 同左</p> <p>第6 変更申請及び削除申請</p> <p>1 同左</p> <p>2 削除申請</p> <p>(1) 申請者等は、税関発給コードを使用しなくなった場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に必要事項を入力して税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより、税関発給コードの削除を申請する。</p> <p>(2) 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを削除する。</p> <p>イ 申請者等が上記(1)により税関発給コードの削除を申請した場合</p> <p>ロ 発給された税関発給コードを使用して行う輸出入申告の実績が3年以上ない場合</p> <p>ハ 不正な手段により税関発給コードを取得したことが判明した場合</p> <p>ニ 税関発給コードの発給時に申請された内容に変更が生じた場合において、速やかに上記1の変更手続が行われなかった場合。<u>ただし、その変更の内容が軽微である場合又は速やかに変更手続が行われなかったことについてやむを得ない事由がある場合については、この限りではない。</u></p> <p>ホ その他輸出入申告における迅速かつ適正な処理の観点から税関が税関発給コードを削除することが適当であると判断した場合</p> <p>3 変更申請を受け付けない場合</p> <p>税関は、上記第3の発給対象に該当しない場合、上記1の申請を受け付けない。</p>